

計画体系について（概要）

【現行】 杉並区男女共同参画行動計画（平成30～33年度）体系

基本理念 「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」			
<目標>	<課題>	<取組>	
【女性活躍推進計画】			
目標 1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり	1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	①安心して出産と子育てができる環境の整備 ②要介護高齢者支援の充実	
	2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	③働きやすい職場づくりの推進	
	3 就労、再就職、能力開発の推進	④就労の支援と情報提供の推進	
目標 2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり	4 意思決定過程における男女共同参画の推進	⑤事業所における女性登用の積極的推進 ⑥審議会等委員における男女共同参画の促進	
	5 防災分野における男女共同参画の推進	⑦男女共同参画に配慮した防災対策の推進	
	6 地域における男女共同参画の推進	⑧地域活動への参画の促進 ⑨高齢者の社会参加の支援	
	7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり	⑩区民に対する啓発の推進	
		⑪男女平等推進センター事業の推進	
		⑫学校教育等における男女共同参画の推進	
	目標 3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり	【配偶者暴力防止基本計画】	
8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実		⑬暴力を許さない意識づくり ⑭相談体制の充実 ⑮被害者支援と各種連携の強化	
9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進		⑯ひとり親家庭の自立支援の充実 ⑰障害者支援の充実 ⑱高齢者の地域生活支援の充実 ⑲外国人支援の充実	
		10 生涯を通じた心とからだの健康支援	⑳いきいきと暮らせる健康づくり
		計画のさらなる推進のために	
⑳区役所における男女共同参画推進体制の充実		区役所における男女共同参画推進体制の充実	
㉑さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進		計画の推進に向けて	

※取消線を引いているものは改定で削除予定のもの

【配偶者暴力防止基本計画】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二条の三
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【「改定の基本的な考え方」に基づくたたき台】

基本理念 「だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」		
<目標>	<取組>	
【女性活躍推進計画】		
目標 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する	①男性の家庭生活への参画の促進 NEW	
	②安心して出産と子育てができる環境の整備	
	③介護者支援の充実	
	④誰もが働きやすい職場づくりの推進	
	⑤就労支援の充実	
目標 2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する	⑥事業所における女性登用の積極的推進	
	⑦意思決定過程への女性の参画促進	
	⑧男女共同参画に配慮した防災対策の推進	
	⑨区民・地域に対する男女共同参画の啓発	
目標 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する	⑩学校教育等における男女共同参画の啓発	
目標 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	【配偶者暴力防止基本計画】	
	⑪女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	
	⑫配偶者暴力等に関わる相談体制の充実 ⑬配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	
目標 5 女性の健康と生活の困難を支援する	⑭ひとり親家庭の自立支援の充実	
	⑮女性がいきいきと暮らせる健康づくり	
	⑯女性の生活に関わる相談体制の充実	

【女性活躍推進計画】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第六条
2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。